

正 誤 表

本号76ページ、「英蘭銀行、銀行等の融資に関する規制を強化」の第1～8行を次のとおり訂正して下さい。

◇英蘭銀行、銀行等の融資に関する規制を強化

英蘭銀行は5月23日夜、ロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行、マーチャント・バンク、英國海外銀行および外国銀行の融資(lending)について新たな規制措置を発表した。今次措置は、ポンド切下げの付隨措置として昨年11月に実施された融資規制措置(42年12月号「要録」参照)をさらに強化するもので、おって指示があるまでの間実施されることとなっている。

なお、賦払い信用会社の融資については、昨年11月に実施された規制限度が引き続き適用される。

海外経済要録

国際機関

◇関税引下げ促進に関するホワイト声明

ガット主要締約国は4月中旬以降、ケネディ・ラウンド関税引下げの繰上げ実施に関するE E C提案(5月号「国別」参照)をめぐって協議を続けてきたが、さる5月1日、ホワイト・ガット事務局長が概要次のような声明を発表して、上記協議に一応の終止符を打った。

「さきに行なわれたガット理事会では、世界貿易自由化の遂行を招くおそれのある措置を避けることおよび現在の貿易と国際収支問題に関して前向きの解決策を見出しうることにつき、広範な意見の一一致をみた。」

E E C、日本、英国等11か国は、米国が制限的措置を回避しつつ国際収支の均衡回復を達成しうることを期待して、1970年1月1日に予定されているこれら諸国の関税引下げを1年間繰上げて実施する用意があることを事務局長に通告した。

また、米国政府が望むならば、1969年1月1日に予定されている米国の関税引下げ実施時期を繰下げることができるとの提案も、広範な合意を得た。

この決定は一定の仮設に立って下されたものであり、この仮設が満たされない場合には、各國政府は上記決定を再検討することになり、再度各國間協議が行なわれることになろう。

すべての国が同一の仮設を立てているわけではないが、それらに共通する要素として次の2点をあげることができる。第1に、米国は国際収支擁護のため、輸入制限または輸入課徴金を実施し、輸出補助を行なう必要はあるまいとの仮設であり、第2に、関税引下げ促進の目的はケネディ・ラウンドで合意をみた高度の貿易自由化を保証することにある、という点である。この点に関連し、一部の国は1967年のジュネーブ議定書付属文書にある化学品に関する合意をとくに重視している。同じような理由から、米国がケネディ・ラウンドの目的に抵触するような性格の保護的措置を探った場合には、各國政府が今次決定を再検討するような新事態を招くことは明らかである。

各國政府はこの問題についてさらに相互間の協議を続けるものと了解する。一部政府は、共通の目的を達成するうえで、他にどのような措置を探りうるか検討

するとの意向を明らかにした。」

この声明により、関税引下げ促進に関するE E C提案は、ガット主要締約国間の合意事項として取り上げられたかたちとなった。E E Cはこの声明に対してその後なんら公式の意志表示を行なっていないが、非公式には各國とも満足の意を表わしており、あとは米国の出方待ちとなっている。米国政府もこれまでのところ公式の意向表明を行なっていないが、現在、この関税引下げ促進問題を含めていくつかの貿易収支改善策を検討中と伝えられており、議会内での保護貿易主義の動きとあわせて、今後の政府の出方が注目されている。

◇エカフェ第24回総会の開催

エカフェ第24回総会は、4月17日から30日まで蒙州の首都キャンベラで開催された。

今回の総会では、一般経済情勢、アジア開銀、貿易促進などの問題が討議の中心となつたが、今次総会は従来の総会に比べて決議の数が少なく(決議数は前回の16に対し今回は4)、討議も低調裡に終始した。これは、今次総会が、南北問題に関し十分な討議がなされた第2回国連貿易開発会議(UNCTAD——本年2月1日から3月29日までインドのニューデリーで開催)の直後に開かれたことによるものとみられる。

今次総会の主要討議内容は次のとおり。

(1) 一般経済情勢

低開発諸国は第2回UNCTADの成果を不満とし、インドネシア、セイロン、韓国などは一次産品の価格安定、特恵の実施、援助の拡充につきエカフェ先進諸国が率先してこれに協力するように訴え、とくにインドネシアは、エカフェ内に、T D B(国連貿易開発理事会——UNCTADの下部機構)に対し積極的に提案を行なうための作業部会を設置するよう示唆した。

(2) アジア開銀銀行

アジア開銀第1回総会(本年4月)におけるフィリピンのマルコス大統領の提案(アジア開銀がアジア決済同盟の中央決済機関として活動し、同行の資金の一部をその運営資金に充てる)につき、インド、フィリピン、セイロンなどは、アジア開銀が同提案を詳細に研究すべきであると発言したが、タイはこれに消極的な態度をとった。

(3) 貿易の促進

本年1月に開催されたエカフェ第11回貿易委員会から、エカフェにおける貿易振興策の一つであるアジア決済同盟(A P U)の問題について、本年9月に「貿易拡大に関する政府専門家会議」を開いて検討し、統い

て10月の第3回アジア経済協力閣僚会議でもこれを討議する旨の報告が出されていたが、各國は同報告を異議なく承認したため、この結果本問題の実質的討議は政府専門家会議に持ち越されることとなった。また、各國は「地域貿易振興センター」の設立を全会一致で支持した。

(4) そ の 他

フィジーが準加盟国として加盟することが承認されたほか、今後のエカファ総会開催地について、明年の第25回総会はシンガポール、第26回総会(1970年)はアフガニスタンの首都カブール、第27回総会(1971年)はマニラでそれぞれ開催されることとなり、また第3回アジア国際貿易見本市はマニラで開催されることと決定された。

米 州 諸 国

◇米国、増税と歳出削減につき合意成立

さる5月8日、上下両院協議会は懸案の増税・歳出削減問題を審議した結果、さきに下院歳出委員会の決定した60億ドルの歳出削減等を条件として、増税実施に関する合意が成立、増税・歳出削減法案(注)として下院本会議に付託された。今次合意の概要は次のとおりである。

(注) 今次合意の内容は、さきに上院が可決した消費税延長法案の付則(10%付加税の実施と60億ドルの歳出削減)を修正するかたちで上程される予定。

(1) 歳 出 削 減

イ、1969会計年度予算(当初歳出予算規模1,861億ドル)から60億ドルを削減。ただし、①ベトナム戦支援特別費(69年度見込み263億ドル)、②国債費、③軍人恩給、④社会保障信託基金、は削減の対象としない。

ロ、1969会計年度の新規債務負担権限(当初見込み2,017億ドル)を100億ドル削減。ただし、上記4項目は対象外とする。

ハ、すでに承認済みの債務負担権限のうち未使用分(1968年度までの未使用分2,223億ドル)を80億ドル削減。削減の内容は明年1月発表予定の予算教書において大統領が別途提案する。

(2) 増 税

法人・個人所得税に対し、法人税については本年1月1日から、個人所得税については本年4月1日からそれぞれ明年6月末日までの間、10%の付加税を課す。ただし、個人所得税に対する付加税は、低所得者には適用しない。

(3) 消費税率の引下げ延期

電話税10%、自動車税7%の物品税は、現行どおり据置きとする。

(4) 税 制 改 革

大統領は本年12月31日以前に、議会に対し抜本的な税制改革案を提案するものとする。

以上の結果、増税案による歳入増は下記のとおり68年度15億ドル、69年度140億ドルとなり、行政予算の赤字は歳出削減(69年度60億ドル)を含め68年度239億ドル(増税実施前の予想254億ドル)、69年度60億ドル(同260億ドル)となる見込みである。

増 税 に 伴 う 歳 入 増

(単位・億ドル)

	68 年 度	69 年 度
10 % 付 加 税	7	109
うち 法 人 税	6	32
個 人 所 得 税	1	77
消 費 税 減 税 見 送 り	8	31
合 计	15	140

今回の合意は、ドル防衛策の象徴ともみられていた増税・歳出削減が実現への一步を踏み出したという意味で、内外に大きな反響を巻き起こした。しかしながら、歳出削減額をめぐる議員間の利害対立から、その後1か月近くを経てなお法案上程の段階に至っていない。しかし、これまで40億ドルをこえる歳出削減に強い難色を示してきたジョンソン大統領が、さる5月末日、60億ドルの削減を容認するとの声明を発表したことから、早晚本会議通過の運びとなろう。

◇米国、直接投資規制等の一部を緩和

米商務省は、本年1月1日に発表された企業の海外投資に対する規制のうち、直接投資規制枠の繰越しまたは振替えおよび海外流動資産の本国送金義務について、それぞれ次の措置を発表した。

(1) 直接投資規制枠を本年中に消化しなかった企業に対し、未使用枠の来年以降への繰越しを認める(法的規制継続の場合)とともに、本年の地域別規制枠の未使用分につき、Cグループ諸国(西欧大陸先進国)からBグループ諸国(日本、英國等米国資本に対する依存度が高い国)およびAグループ諸国(低開発国)への振替えとBグループからAグループへの振替えを認める。ただし、いずれの場合も逆の振替えは認められない。

本措置(4月29日発表)は、①全体としてドル流出を

増大させることなく企業に対外投資の弾力性を与えるとともに、②企業が実績づくりのため不要な投資を行なうのを防止することなどを目的とするものと説明されている。

(2) 企業の海外流動資産のうち、海外での借入れにより増加した部分を本国送金義務^(注)から免除する。ただし、この取扱いを希望する企業は、今後かかる海外借入れ資金を全額直接投資に使用したのちでなければ、本国からの送金を行なわない旨確約することが要求されている。

商務省当局は今次措置(5月21日発表)につき、最近米国企業の海外借入れが増加しており、かりにかかる借入れに基づく流動資産の増加分を米国に送金せれば、米国企業にとって重要な資金調達市場となっているユーロ市場を圧迫する懸念があることを考慮したもとのと説明している。

(注) 年初に発表された企業の対外直接投資規制においては、「企業は直接投資以外の形態で保有している海外短期金融資産を、1965年および66年の平均水準以内に収めること」と定められていた。

◆米国、住宅抵当金利限度を引上げ

ジョンソン大統領は5月7日、連邦住宅局(F H A)保険付きまたは復員軍人局(V A)保証付きの住宅抵当貸付の金利限度を6%と定めている法律を、69年10月1日まで停止する法案に署名した。これに基づき住宅・都市開発省は、即日、66年10月以降6%に据置かれていた同金利の限度を一挙に3/4%引き上げて6 3/4%と定めた(通常の引上げ幅は1回につき1/4%)。ただし、新金利限度は既往の貸付には適用されず、また低所得者向けの各種補助金付住宅の場合には別に3%の現行付利限度が引き続き適用されることとなっている(なお、このような政府機関による保険・保証の付されない conventional mortgage については付利限度がない)。

今次措置は、ジョンソン大統領が本年の予算教書において議会に要請した権限に基づき、米国市中金利の激しい上昇による住宅金融資金の減少を防ぐ目的で採られたものである。しかし、新規住宅着工に占めるF H AおよびV Aの保険・保証付き分は14%(本年3月現在)と比較的少なく、今次措置にもかかわらず住宅建築の先行き停滞を懸念する向きが多い。この意味で、上記法案署名の席上、ジョンソン大統領が「10%増税案が成立しなければ、住宅抵当金利が10%に上昇する事態もありうる」と述べたことが、一般の注目をひいている。

◆米国、連銀による国債の直接引受け権限を延長

米上院は4月24日、連銀が50億ドルを限度として、財

務省から直接国債を買い入れができる権限を2年間延長する法案(連邦準備法第14条3項の改正。従来の規定によれば、当該権限は68年6月30日をもって失効)を可決し、大統領に送付した。

本権限に基づく連銀の財務省貸付は、近年においては1958年3月および66年12月(169百万ドル)にそれぞれ行なわれたことがある。なお、かかる連銀からの直接借入れも国債発行限度規制の算入対象となるが、通常の財務省証券発行に比べ、借入れおよび返済を隨時実施しうる点において、短期的な資金不足対策としてはより弾力的であるという利点を有することが指摘されている。

◆連邦準備制度理事会、レギュレーションQ改正の適用範囲を拡大

連邦準備制度理事会は、4月19日のレギュレーションQの改正に当たり、10万ドル以上の大口単数満期定期預金のうち、CD預金についてのみ付利限度を引き上げる旨発表した(5月号「要録」参照)が、その後同引上げは、CDのみならず、「10万ドル以上の大口単数満期のすべての定期預金」に適用される旨訂正した。なお、10万ドル未満の単数満期と、複数満期の定期預金および貯蓄預金の付利限度は、当初発表どおり据置きとなっている。

◆ニューヨーク連銀、買戻し条件付オペ金利を引上げ

ニューヨーク連銀は、4月下旬、従来公定歩合と同じであった買戻し条件付オペの金利を、2回にわたり1/8%ずつ計1/4%引き上げ、新レートを5 3/4%とした。たまたまこの措置が、財務省の5月分資金調達計画が発表される(5月1日)直前にとられたこともあるって、金融市場の一部に金融引締め再強化の懸念を呼んだが、連銀筋はこれは金融政策の変更を意味するものではなく、単にオペ金利を市中金利の実勢に合わせて調整したものと説明している(注)。

(注) 買戻し条件付オペ金利は、第3次公定歩合引上げ(4月19日)前の4月上旬にも1/8%引き上げられたが(5→5 1/2%)、その後ニューヨーク連銀スパークスマント、「これはオペに公定歩合を適用するという政策の変更ではない。公定歩合と市中金利が大幅に乖離している時に用なう技術的操作である」と述べていた。

◆カナダ、外貨債権等に関するガイドラインを設定

カナダ政府は、さる3月7日、同国が資本流出入に関する米国国際收支対策の適用から完全に除外された際、この適用除外が米国ドル防衛措置の抜け道(pass-through)とならないよう必要な措置を探ると言明していたが、カナダ大蔵省(Canadian Finance Department)は5月3

日、その具体策として、各特許銀行(chartered banks)に対し次の3項目からなるガイドラインを設定した旨発表した(なお、適用先は、カナダの国内店舗に限られ、海外支店には適用されない由)。

(1) カナダの各特許銀行におけるカナダおよび米国以外の国の居住者に対する外貨債権は、1968年2月末の水準をこえてはならない。ただし、これらの国の居住者に対する外貨債務が増加した場合には、その増加額の範囲内で、外貨債権を増加させることができる。

(2) 一方、カナダおよび米国以外の国の居住者に対する外貨債務が、1968年2月末の水準以下に減少した場合には、その減少額だけ、これらの国の居住者に対する外貨債権を削減しなければならない。しかもその削減は、当該外貨資産の流動性が許容しうる最も早い時点において実施しなければならない。

(3) 各特許銀行における米国居住者に対する米ドル債務が、1968年2月末残高を上回って増加した場合には、カナダ居住者に対する米ドル債権の1968年2月末残高をこえる増大またはカナダ居住者に対する米ドル債務の1968年2月末残高以下への減少をはかるためにのみ使用され、カナダ国外における運用はいっさい認められない。

◇カナダ、初の欧洲外債を発行

ベンソン・カナダ蔵相は5月13日、西ドイツ市場において、カナダ政府債250百万マルク(62.5百万ドル、発行レート6.75%、期間7年物、幹事はDeutsche Bank)を発行する旨発表した。

今回のマルク債発行は、カナダとしては欧州市場における初の外債発行であるが、その目的は、年初の米国ドル防衛措置発表を契機に発生したカナダ・ドル・アタックに伴い実施されたニューヨーク連銀とのスワップ発動(1月中250百万ドル)およびIMFゴールド・トランシュの引出し(2月27日、185百万ドル)などの返済資金の一部に充てることにあるが、同時に最近の市中金利高騰(5月17日現在、3ヶ月物T B 7%、長期国債6.75%)に伴い、低利(5%以下)のカナダ貯蓄債券(Canada Savings Bond)の借換え困難(5月15日満期の借換え率はわずか57%)から、政府の現金保有が大きく減少したことに対する意味もあるとみられている。

歐　洲　諸　國

◇英國、IMF借款の返済計画を発表

英國大蔵省は5月6日、IMF借款(1965年5月借入

れ分、14億ドル)の返済を①1968年8月および11月に各1億ドル、②69年2月以降70年5月まで3ヶ月ごとに各2億ドル、の分割返済の形で行なうことになった旨発表した。

なお、上記IMF借款と同時に実行された、スイス政府からの借款(40百万ドル)の返済計画については明らかにされていないが、上記とほぼ同様の分割返済の方法が採られるものと伝えられている。

◇英國、住宅抵当貸付金利を引き上げ

住宅金融会社協会(Building Societies Association)は、4月19日傘下住宅金融会社に対して、①預金金利(利子所得税課税後の実質金利)を4%引き上げて、4½%とし、②住宅抵当貸付金利を4½%引き上げて7½%とし、それぞれ5月1日から実施するよう勧告した。

今次措置実施の背景としては、①67年11月以来、公定歩合と連動している商業銀行等の預金金利が、異例の高水準を維持しているため、住宅金融会社としても、このところとくに預金吸収がむずかしくなってきたこと、②住宅抵当借入れが最近さらに増大していること、などの事情が指摘されている。

なお、同協会の勧告は強制力を有しない。

◇英蘭銀行、銀行等の融資に関する規制を強化

英蘭銀行は5月23日夜、ロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行、マーチャント・バンク、英國海外銀行、外国銀行および賦払い信用会社の融資(lending)に関して新たな規制措置を発表した。今次措置は、ポンド切下げの付随措置として実施された融資規制措置(42年12月号「要録」参照)をさらに強化するもので、おって指示があるまでの間実施されることとなっている。

新措置の概要、次のとおり。

(1) 民間および海外部門に対するポンド建融資総額を、季節調整後昨年11月残高の104%の水準以内に抑制しなければならない。なお、融資(lending)は、①当座貸越(overdraft)、②貸付(loan)、③商業手形金融(credit through commercial bills)、④リース金融(credit through leasing facilities)、の4者を含むものとする。

(2) 上記残高規制の枠内で、①輸出金融(従来は規制対象外)、②輸出の増進に必要な生産・投資のための金融、③貿易外収入の増加につながる金融(従来、造船融資は規制対象外)、④農業金融等輸入削減に資する金融、を優先すべきである。

(3) ①個人向け融資、②国内消費のためまたは在庫積み増しのための製品輸入に関する融資は、厳重に抑制しなければならない。

(4) 地方公共団体、国有企業等公共部門に対する融資は規制の対象外とするが、ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行は、昨年11月以降著増を示している地方公共団体向け貸出(注)(advances)を通常水準(normal level)にもどすよう配意しなければならない。

(注) 当座貸越(overdraft)と貸付(loan)の総称。

◇西ドイツ 6大経済研究所、共同景気見通しを発表

西ドイツの6大経済研究所は、さる4月29日、本年の西ドイツ経済に関する共同見通しを発表した。

今次見通しの要点、以下のとおり。

(1) 作年中実施された景気振興策は奏功し、景況は現在順調に上昇している。本年の実質成長率は5%(政府目標4%)に達することが見込まれ(下表参照)、これが達成には新規の景気刺激策は必要ないであろう。

(2) 今後労働需給のひっ迫が予想されるため、外国人労働者を早期に流入させることが望ましい。

(3) 本年の貿易収支の黒字は、国内景気上昇を映じた輸入の増大から前年(通関実績約42億ドルの黒字)に比べれば縮小が予想されるものの、なお相当巨額に達する見込みであり、これを相殺するため資本輸出の促進を

西ドイツ 6大経済研究所(注)の共同景気見通し

(対前年同期比・%、実質)

	1967年 (暫定)	1968年 (見通し)	上半期	下半期
個 人 消 費	0.6	2.0	1.5	2.5
政 府 支 出	3.3	2.0	2.0	2.0
固 定 資 本 形 成	-7.9	6.5	5.0	7.5
うち機 械 設 備	-8.3	7.0	6.5	7.5
建 設	-6.8	5.5	4.0	7.0
輸 出	9.2	7.0	7.5	6.0
輸 入	-0.4	10.5	12.5	9.0
國 民 総 生 産	-0.1	5.0	5.0	4.5
GNP デフレーター	0.7	2.0	1.0	2.5

(注) Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung (Berlin).
Hamburgisches Welt-Wirtschafts-Archiv (Hamburg).
IFO-Institut für Wirtschaftsforschung (München).
Institut für landwirtschaftliche Marktforschung.
(Braunschweig-Völkenrode).

Institut für Weltwirtschaft an der Universität (Kiel).
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung (Essen).

資料: Der Volkswirt 68年5月3日号。

図ることが望ましい。

(4) 物価は、景気の上昇かたがた付加価値税制への移行もあって、今後上昇傾向を示すであろう(付加価値税制採用に伴う生計費の上昇については、3月号「国別動向」参照)。

◇フランクフルト取引所理事会、金取引所の開設を決定

フランクフルト取引所に新たに金取引所(Goldbörsse)を開設するとの構想は、さる3月後半以降、3大銀行およびDegussa(西ドイツ最大の金精錬業者)などとフランクフルト取引所当局との間で検討が進められていたが(5月号「国別動向」参照)、同取引所理事会は、5月7日、本年6月央ごろをめどに金取引所を開設することを決定した。

取引仕法の詳細は今後明らかにされる予定であるが、当地報道によれば、①取引される金の種類は、標準バー(12.5キロ)と1キロ・バーの2種類で、②それについて1営業日に2回の値決め(fixing、ドイツ・マルク建表示による)が行なわれることになる模様である。

◇西ドイツ、金利規制撤廃後の預金・貸出金利の動向

最近のブンデスバンク月報(本年4月号)は、「金利調整令」撤廃(67年4月1日実施、42年4月号「要録」参照)後の市中預貸金利動向を発表した(第1表参照)。

これによると、金利自由化以降、貸出金利の低下傾向と預資金利(注1)の若干の上昇が指摘される(注2)。たとえば西ドイツにおける最も代表的な短期信用供与形態であ

(第2表)

金融機関別申合せ標準預資金利一覧

	商業銀行 協 会		信用組合 協 会		貯蓄銀行 協 会	
	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)
要 求 払 預 金	½	½	½	½	½	½
定 期 預 金						
1か月以上～ 3か月未満	2½	2	2½	2	—	—
3〃～6〃	3	2½	3	2½	3	—
6〃～12〃	3¾	3	3¾	3	—	—
12か月以上	4¾	4	4¾	4	4¾	—
貯 蓄 預 金						
告知期間が 12か月未満	4	3½	4	3½	4	3½
〃12か月以上	5	4½	5	4½	5	4½

(注) (a)は67年4月1日以降同年5月末までのもの。

(b)は67年6月1日以降現在実施中のもの。

資料: ブンデスバンク月報。

る当座貸越(Kontokorrentkredite、金額100万マルク未満)金利についてみると、代表的金利が7.75%以上である金融機関の割合が本年3月時点では25.9%と、昨年6月(43.5%)に比べてかなり低下してきている。

反面定期預金(Festgelder、期間3ヶ月、金額100万マルク未満)についてみると、代表的金利が3.25%以上である金融機関の割合が本年3月時点では23.3%と、昨年6月(17.7%)に比べて若干ながら増加している。

(注1) 預金金利については、規制撤廃後、商業銀行、信託協同組合、貯蓄銀行の各金融機関別にその上部団体において串合わせ金利を定め(ただし拘束力なし。詳細は第2表参照)、一応これに準じて実際の付利がなされている。

(注2) ブンデスバンク当局では、「金利自由化後、預金金利面より

も貸出金利面において、金融機関の競争がより激しくなってきた」との懸念をしている。

◆フランス、金取引に fixing 制度を導入

パリ金市場では、ロンドン市場にならった fixing(値決め)制度を導入し、5月9日から実施することになった。

すなわち、fixingは毎日2回(午前11時45分および午後3時30分)、3大國有化銀行を含む6行(注)および公認仲買人組合(La chambre Syndicale de la Compagnie des Agents de Change)の代表により行なわれ、取引銘柄はバー(bar)(12.5 kg)とされている。

(第1表)

金利自由化後の市中金融機関の付利状況

1. 貸出金利

(単位・%)

貸出種別	報告時点	適用金利の分布(注)										
		3.75 未満	3.75~ 4.25	4.25~ 4.75	4.75~ 5.25	5.25~ 5.75	5.75~ 6.25	6.25~ 6.75	6.75~ 7.25	7.25~ 7.75	7.75~ 8.25	8.25 以上
当座貸越(100万マルク) (未満)	67年6月	—	—	—	—	—	0.7	1.3	4.4	50.1	33.7	9.8
	9ヶ月	—	—	—	—	—	0.7	0.9	4.0	62.9	27.0	4.5
	12ヶ月	—	—	0.2	—	—	0.7	1.4	4.1	64.9	23.7	5.0
	68年3ヶ月	—	—	0.2	—	—	0.5	1.4	5.0	67.0	22.0	3.9
手形 割引 (ブンデスバンク再 割引適格手形で、 金額が5千~2万 マルクのもの)	67年6ヶ月	0.9	7.6	13.6	23.5	22.4	21.7	7.2	1.6	1.1	0.2	0.2
	9ヶ月	5.1	12.6	12.6	14.3	22.8	25.3	4.8	1.4	1.1	—	—
	12ヶ月	8.7	13.0	10.5	13.0	21.9	26.1	5.4	0.7	0.7	—	—
	68年3ヶ月	8.4	14.1	11.3	12.7	21.3	25.9	5.1	0.5	0.7	—	—
不動産抵当貸付	67年6ヶ月	—	—	—	—	—	—	2.8	50.2	43.8	2.8	0.4
	9ヶ月	—	—	—	—	—	—	9.8	55.5	32.7	2.0	—
	12ヶ月	—	—	—	—	—	—	11.4	52.9	34.5	1.2	—
	68年3ヶ月	—	—	—	—	—	—	12.7	52.8	32.5	2.0	—

2. 預金金利

預金種別	報告時点	適用金利の分布(注)											
		1.75 未満	1.75~ 2.25	2.25~ 2.75	2.75~ 3.25	3.25~ 3.75	3.75~ 4.25	4.25~ 4.75	4.75~ 5.25	5.25~ 5.75	5.75~ 6.25	6.25 以上	
定期預金 (3ヶ月もの、ただし金額100万マルク未満)	67年6月	—	2.4	54.7	25.2	11.7	2.7	1.1	1.9	0.3	—	—	
	9ヶ月	—	1.2	60.9	25.2	9.1	2.1	0.6	0.9	—	—	—	
	12ヶ月	—	3.1	50.6	18.7	9.8	5.2	7.1	4.6	0.9	—	—	
	68年3ヶ月	—	0.9	50.2	25.6	12.9	6.6	1.9	1.9	—	—	—	
貯蓄預金 (告知期間12ヶ月)	67年6ヶ月	—	—	—	—	—	0.4	81.4	17.3	0.7	0.2	—	
	9ヶ月	—	—	—	—	—	0.2	87.1	11.8	0.7	—	0.2	
	12ヶ月	—	—	—	—	—	—	88.0	11.8	0.2	—	—	
	68年3ヶ月	—	—	—	—	—	—	86.8	12.7	0.5	—	—	

(注) 金利区分は最も代表的な金利、各欄の計数はブンデスバンクの調査対象全金融機関(約500)の回答状況の構成比。

資料: ブンデスバンク月報68年4月号。

なお、本制度の導入については、現在金壳却を中止している南アフリカが金壳却を再開した場合の壳却先として名のりを上げたものであるとの見方が行なわれている。

(注) 金価格の fixing に参加する 6 行は次のとおり。

Banque Nationale de Paris	} 國有化 3 大銀行
Société Générale	
Crédit Lyonnais	
Banque de Paris et des Pays-Bas	Banque de l'Indochine (Comptoir Lyon-Alemand が代 行)
Banque de Paris et des Pays-Bas	
Compagnie Parisienne de Réescompte	

◇ フランス、株式発行と起債に関する規制を撤廃

フランス大蔵省は、4月16日、従来「証券取引所における証券取引に関する政令」により実施してきた株式発行と起債に関する規制(注)を次のとおり撤廃する旨発表した。

(1) パリ市場上場会社の株式の新規発行については、事前許可を要しないものとする。ただし、石油会社と不動産会社について新規発行後の資本金が10百万フラン以上となる場合は、大蔵省の事前許可を要する。

(2) 債券の起債も、規制を全面的に撤廃する。ただし、起債額が15百万フランを超えるときは、発行額、起債日、発行条件を書面で大蔵省に届け出ることを要する。これに対して大蔵省は、必要と認められる場合は、起債が必要であることを証明する書類の作成を命ずることができる。

本措置は、企業の設備投資を促進するねらいから実施されたものといわれている。なお、大衆投資家の保護については、すでに昨年3月、証券取引監督委員会が設立され、その任に当たっている。

(注) 国債および国有企業債の優先消化を図る見地から、株式については業種ごとに区々の規制が、また債券については15百万フラン以上の起債について事前許可を要するものとされた。

◇ フランス、Banque de Paris et des Pays-Bas の組織改革

フランス事業銀行中第1位の Banque de Paris et des Pays-Bas(1872年設立、総資産約70億フラン)は、4月24日、概要次のような内容の同行改組案を決定し、5月に開かれる株主総会で承認される運びとなった旨発表した。

1. 改組案の概要

(1) 海外支店を分離し、所在国別におのの別会社を設立する(現在同行の海外部門はブリュッセル、アムステルダム、ジュネーブ等に支店を有しているほか、ニューヨークおよびロンドンにそれぞれ現地法人がある)。

(注) 現地法人となる主要店の資本金は次のとおり。
ブリュッセル店……… 900百万ベルギー・フラン
アムステルダム店……… 30百万フロリン
ジュネーブ店……… 75百万スイス・フラン

(2) 同行を改組のうえ新たに持株会社 Compagnie Financière de Paris et des Pays-Bas を設立し、これに現在の同行の持株部門を移行(資本金474百万フラン、準備金600百万フランも全額移行)するとともに、その子会社として、イ、預金銀行 Banque de Paris et des Pays-Bas(現在の銀行部門を移行、総資産約45億フラン)ロ、フランス国内企業に対する持株会社 L'Omnia de Participations Financières et Industrielles(保有株式約750百万フラン)
ハ、海外企業に対する持株会社 Paris-Bas International(資本金600百万フラン)を設立する。

2. 本件改組は、昨年4月 Rothschild 商会が端緒を切り、Banque de l'Indochine(事業銀行第2位)、Banque de l'Union Parisienne(同第4位)などと統いた、事業銀行の預金銀行への転換の流れ(注)に沿うものとみられており、そのねらいなどとして次の点が指摘されている。

(1) 現在同行の国内店舗は、パリおよびマルセイユの2か店しかないが、本改組を契機に支店を拡充、ニース、トゥールーズ等に支店開設を計画し、預金吸収を強化すること。

(2) 海外部門を分離し、現地法人とすることにより、いっそう現地に密着した活動を可能にすること。

(3) 持株部門を国内、国外に分けることにより、同行グループのフランス企業に対する投資活動を促進すること。

(注) この点に関し、ミッテランの率いる左翼連合がその綱領で、事業銀行の国有化を掲げていていることを指摘する向きもある。

アジア諸国

◇ 第1回太平洋経済委員会の開催

昨年4月発足をみた太平洋経済委員会(日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランドの財界人により構成、設立会議は昨年同月東京で開催)の第1回会議が本年5月9日、10日の両日、豪州のシドニーで開催された。

本会議では、①英国のポンド切下げ、米国ドル防衛措置が各国経済に与えた影響、ならびに②低開発国に対する投資の可能性、につき意見が交換されたほか、③わが国から報告されたアジア民間投資会社(注)の構想について討議が行なわれた。この結果、ポンド切下げとドル防

術の影響は今のところあまり大きくないが、今後の動向いかんによっては世界貿易に悪影響があること、低開発国への民間投資は可能な限り行なうべきであるが、社会資本等基礎部門への投資は政府の役割であることが確認された。またアジア民間投資会社については、その必要性が認められ、今後の研究課題とされた。

なお、明年の第2回会議は米国で開催されることとなつた。

(注) 地域経済開発のための民間投資会社としては、すでに1964年に中南米地域を対象とする ADELA 投資会社(Atlantic Community Development Group for Latin America の略、授権資本金 40 百万ドル)が設立されており、投資活動を行なつてゐる。アジア民間投資会社は、いわば上記 ADELA 投資会社のアジア版ともいふべきもので、1967年6月に東京で開催されたアジア商工会議所連合会理事会の決議ならびに委嘱に基づき、日本商工会議所が具体案の検討を行なつてきたものである。

◇地域開発協力機構(RCD)閣僚会議の開催

パキスタン、イラン、トルコの3国による地域開発協力機構(Regional Cooperation for Development—RCD、1964年7月設立)の第8回閣僚会議(年2回開催)が、4月14、15の両日テヘランにおいて開催された。RCD 諸国の協調は経済、文化、厚生などの各分野で行なわれているが、とくに経済面では共同目的の企業設立と域内貿易の増加による市場の拡大に重点を置いている。すでに具体化したものおよび目下検討中のものは次のとおり。

1. 共同目的の企業設立

(1) アルミニウム工場

資本金10百万ドル、イラン65%、パキスタン10%および米国民間会社 Reynolds International 25%の共同出資。イランの Pahlavi Dam の近くに建設、年産能力45千トン、1970年から操業開始。

(2) 銀行券用紙工場

資本金3,150千ドル、3国の共同出資、イラン、トルコはすでに265千ドルずつ出資、残りをパキスタンが出资、カラチのパキスタン証券印刷会社の隣接地に建設、月産能力1,440トン、1970年から操業開始。

(3) RCD Jute mill Ltd.

資本金4百万ドル、共同出資により東パキスタンに設立することについて正式に調印された。

このほか、タングステン、カーバイド、機関車、クラフト・パルプ、ボール・ペアリング、電線、綿長織維、カーボン・ブラック等30のプロジェクトが共同目的の企業として検討されている。

2. 域内貿易の増加

商業、輸送、居住について双務協定が3国間にそれぞ

れ締結されたほか、3国共同でRCD商工会議所を設置した。同会議所は3国内の自由貿易可能商品リストを発表したほか、商品規格の標準化、貿易展示会の開催など域内貿易増加のために積極的な活動を行なっている。とくに、1967年7月からRCD支払同盟(RCD Payments Union)により3国間の商品貿易に関する決済は各国中央銀行の勘定(限度2,000千ドル)を通じてのみ行なわれることになり、これにより域内貿易を促進しようとするものである。3国間の貿易実績はパキスタン—イラン1965年7,500千ドル、1966年19,600千ドル、パキスタン—トルコ1965年2,900千ドル、1966年7,800千ドルと顕著な増加を示しているが、さらに域内貿易を拡大するため3国商業大臣による会議ができるだけ早い機会に開催し、貿易上の障害を取り除く方策を樹立することにしている。

以上のほかRCD保険センターが設置され、3国の再保険プール(海上一パキスタン、一般事故—イラン、火災—トルコ)はすでに活動を開始し、保険料収入は1,250千ドルと3国外貨節約にかなりの貢献をしている。

なお、従来、下部機構に17の委員会があったが、今回これらを整理して7つの委員会(工業、石油・石油化学、貿易、運輸・通信、技術協力・行政、社会問題および調整の各委員会)に統合した。

◇韓国、対日請求権資金第3年度分の実施計画

日韓两国政府では、「請求権・経済協力協定」に基づ

韓国対日請求権資金第3年分実施計画

(単位・千ドル)

無償贈与	47,585
プロジェクト用資本財	26,775
うち農業関係	(8,908)
漁業関係	(8,203)
原資材(建設資材、繊維製品)	9,240
その他の資本財(機械類)	4,713
銀行手数料	23
予備費(海上運賃を含む)	2,261
清算勘定債務相殺分	4,573
長期低利借款	23,615
昭陽江ダム建設事業	13,050
高速道路建設事業	3,000
市外電話拡張事業	1,800
総合農産物加工工場事業	5,000
鉄道設備改良事業	765
合計	71,200

く請求権資金の第3年度(1967年12月18日～68年12月17日)分の実施計画についてかねて交渉中のところ、4月18日合意に達し、5月1日関係文書が交換され正式の発効をみた。

同計画によれば、日本の韓国に対する無償贈与分47.5百万ドル、長期低利借款分23.6百万ドル、合計71.2百万ドルであり、前年度(贈与分50.1百万ドル、借款分36.4百万ドル、合計86.5百万ドル)に比べ全体で15.3百万ドル

の減少となっている。これは認証ベースによるものであって、支払ベースでは贈与分30百万ドル、借款分20百万ドル、合計50百万ドルと前年並みである。本年度分の資金配布については、別表のとおり農・漁業部門やダム・道路の建設等に重点がおかれており、本計画の実施は、このところ農業部門の停滞、社会間接資本の不足などの問題が表面化しつつあるおりから、同国経済へのテコ入れになるものとして大きな期待が寄せられている。